

令和2年度大阪府被災宅地危険度判定士講習会



主 催：大阪建築物震災対策推進協議会

運営事務局：一般財団法人 大阪建築防災センター

地震・降雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を未然に防止して住民の安全を確保するためには、被災宅地の危険度を迅速かつ的確に判定する必要があります。

そのため、大阪府では「大阪府被災宅地危険度判定制度」を設け、判定を行う技術者を養成・育成するための講習会を下記のとおり開催いたします。（対象は、大阪府内に在住又は在勤しておられる方です。）

下記の受講資格のある方で、活動していただける方は是非受講していただきますようお願い申し上げます。受講された方は、大阪府に登録申請していただくことにより、大阪府知事より「大阪府被災宅地危険度判定士」として登録されます。

なお、新型コロナウイルス感染の予防及び拡大防止のため、受講の際は、会場への入場時の消毒液による手指の消毒やマスクの着用についてのご協力をお願いいたします。また、熱（37.5度以上）がある場合や、体調不良（だるい、咳が出るなど）の場合は、参加を自粛いただきますようお願いいたします。

【日 時】 第1回：令和2年 9月17日（木）

第2回：令和2年 11月19日（木）

午後1時30分～午後4時15分（受付は午後1時00分から行います。）

※いずれか1回の受講で、登録可能です。

【会 場】 大阪府建築健保会館 6階ホール （※地図（p.2）を参照ください。）

【受講資格】 「資格要件詳細及び受講申込書の記入要領」（p.4）に記載の要件に該当する方。

【受講料】 無 料

【申込方法】 受講申込書（p.3）に、必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みいただくか、WEBからの申し込みも可能です。

WEB申込み
はこちら



【申込期限】 第1回：令和2年 9月 3日（木）但し、定員80名に達ししだい締め切ります。

第2回：令和2年 10月29日（木） //

※FAX申し込みの方は、受付後に受講票及び登録申請書等関係書類を合わせて勤務先へ送付いたします。

※WEB申し込みの方は、受付番号及び登録申請書等関係書類のダウンロード先をメールで返信させていただきます。

【その他】 例年、更新登録の方にも受講をお願いしておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染の予防及び拡大防止のため、受講はご遠慮願います。

（講習会の資料を、講習会開催前に大阪府のホームページにアップする予定です。）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kikaku_bousai/takuchi_hantei.html

【受講内容】（両日とも同じ内容です。）

時間	内容	講師
13:30～13:40	主催者あいさつ	大阪建築物震災対策推進協議会
13:40～14:10	被災宅地危険度判定制度について	大阪府住宅まちづくり部建築指導室
14:10～14:50	被災宅地危険度判定技術について	大阪府住宅まちづくり部建築指導室
14:50～15:00	(休憩)	
15:00～16:00	大規模地震（東日本大震災等）における災害状況と危険度判定活動について（仮題）	独立行政法人 都市再生機構
16:00～16:15	判定士登録等の手続きについて	一般財団法人 大阪建築防災センター

【注意事項】

- 講習会時には、受講票と筆記具をご持参ください。
- 当日登録申請する方は、下記①～③を併せてご持参ください。（後日、登録申請される方には申請用封筒をお渡ししますので当日でなくても登録申請は可能です。）
- 下記①②の様式については、事前に受講票と共に送りいたします。（大阪府のホームページから様式をダウンロードすることも可能です。）

①被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）

②被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第2号）←資格要件で実務経験を要しない場合は不要

③証明写真 1枚（6ヶ月以内、無帽、正面、上半身、無背景、縦3cm×横2cm カラー）

写真ウラ

※写真の裏面に、「住所の市町村名」及び「氏名」を必ず記入して下さい。

※資格を証明するのに必要な書類を添えて受講時にお持ち下さい。

（「該当する資格要件と資格を証明するための必要書類」（p.4）を参照下さい。）

- テキストは協議会で準備し、当日配布いたします。

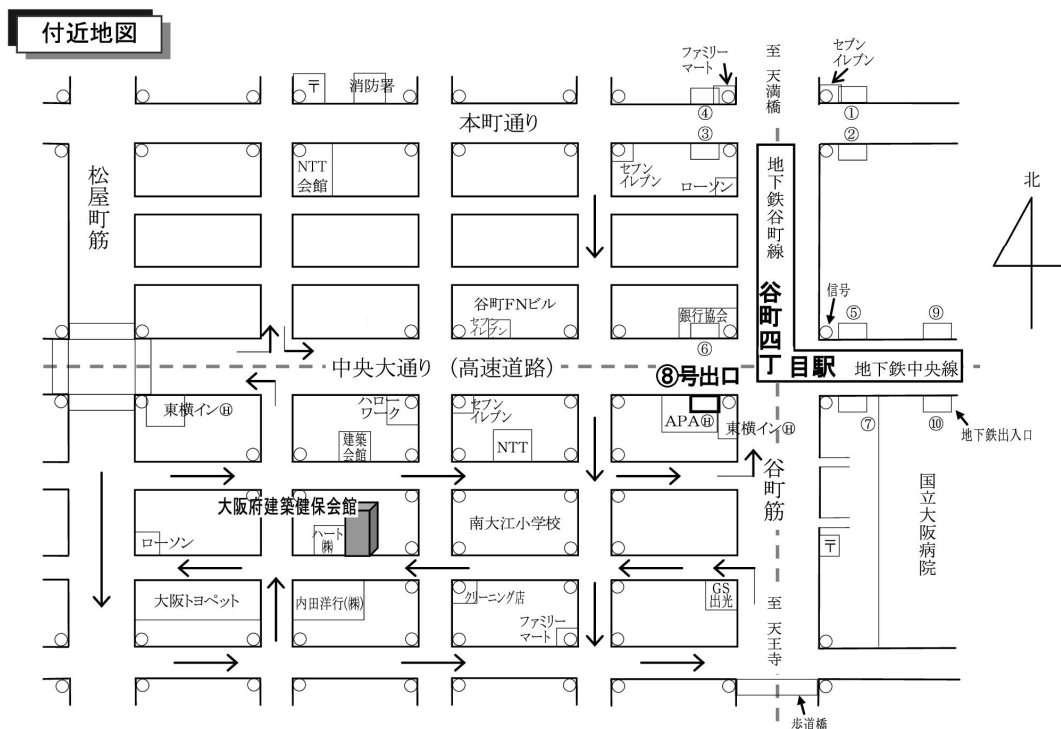
※併せて、大阪府のホームページもご参照ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kikaku_bousai/takuchi_hantei.html

記入例
〇〇市 大阪 太郎

【会場】 大阪府建築健保会館 6階ホール

- 住所 大阪府中央区和泉町2-1-11
- 交通 地下鉄「谷町四丁目駅」下車⑧番出入口、徒歩約10分



FAX 06-6943-6740

一般財団法人 大阪建築防災センター 宛

大阪府被災宅地危険度判定士講習会受講申込書

フリガナ		
申込者氏名		
e-mail		
勤務先名		
	所属部課名	
勤務先所在地	〒	Tel
		Fax
自宅住所	〒	Tel
		Fax
希望日	第1回 令和2年9月17日(木)	第2回 令和2年11月19日(木)
希望順に ①②で記入		

※本講習会は、大阪府内に在住又は在勤しておられる方で、大阪府被災宅地危険度判定士として登録する意志があり、資格要件を満たしている方に受講していただくものです。

※勤務先名称欄には、所属部課名も記入してください。

※FAX申し込みの方は、受講票及び登録申請書等関係書類を合わせて勤務先へ送付いたします。

※お送りいただいた個人情報は、内部資料に留め、他の目的に使用することはございません。

※郵送にてお送りした、受講票を当日講習会場受付へご提示下さい。

※申込みをされた時点で第①希望日が定員に達していた場合、第②希望日で受付いたします。

資格要件 ※裏面を参照し該当する欄に○を記入して下さい。

1	第一号 (ア～ク)	
2	第二号 (ケ)	
3	第三号 (コ)	
4	第四号 (サ・シ・ス・セ)	

●申込先・講習会に関するお問合わせ先

一般財団法人 大阪建築防災センター 企画耐震部 / TEL 06-6942-0190 / FAX 06-6943-6740
〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-17 高田屋大手前ビル 3階
講習会のご案内 HP : <https://www.okbc.or.jp/course/11632/>

●判定士登録に関するお問合わせ先

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課調整グループ / TEL 06-6941-0351 (内線 4316)
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)27階
HP : http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/index.html

資格要件詳細及び受講申込書の記入要領

○資格要件欄の記入について

資格要件を下表から一つ選択(二つ以上該当する場合は、適当と思われるもの一つだけ選択)して下さい。
 選択した記号(ア～セ)がそれぞれ下記のとおり資格要件に対応することになります。

[1: 一号該当(ア～ク) 2: 二号該当(ケ) 3: 三号該当(コ) 4: 四号該当(サ・シ・ス・セ)]

【該当する資格要件と資格を証明するための必要書類】 — 被災宅地危険度判定実施要綱 第6条 —

一 号 該 当	ア 大学院等在学経験者 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書
	イ 大学卒業生 大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書
	ウ 3年課程の短期大学卒業生 短大で正規の土木、建築、都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書
	エ 短期大学、高等専門学校卒業生 ア～ウ項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書
	オ 高等学校卒業生 高等学校又は旧中等学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書
	カ その他の者(ア～オ又はキ～スに該当しない方) 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者 【必要な添付書類】 ①認定講習会修了証の写し ②実務経験証明書
	指定の国家資格を有する者 キ 技術士 :宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①技術士登録証の写し又は技術士本試験合格証明書 ②実務経験証明書(技術部門を建設部門とする場合は、不要)
ク 一級建築士 一級建築士の資格を有する者 【必要な添付書類】 ①一級建築士免許証(免許証明書)の写し	
二 号 該 当	ケ 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者 土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上実務経験を有する者 【必要な添付書類】 ①実務経験証明書
三 号 該 当	コ 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者 土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者 【必要な添付書類】 ①実務経験証明書
四 号 該 当	サ 二級建築士 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者 【必要な添付書類】 ①二級建築士免許証(免許証明書)の写し ②実務経験証明書
	シ 土木・建築・造園に関する一級施工管理 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者 【必要な添付書類】 ①一級施工管理の技術検定合格証明書の写し
	ス 土木・建築・造園に関する二級施工管理 建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者 【必要な添付書類】 ①二級施工管理の技術検定合格証明書の写し ②実務経験証明書
	セ 地盤品質判定士 地盤品質判定士協議会において地盤品質判定士として登録された者 【必要な添付書類】 ①地盤品質判定士登録書の写し